

事例 5 (適切な事例・廃用症候群)

〔解説〕

加齢または精神機能の衰退に起因する日常生活動作不能の状態は、それをもって身体障害と認定することは適当ではない。ただし、関節可動域の制限や筋力低下等の状態が認定基準に合致し、永続するものである場合には、二次的であるか否かにかかわらず、当該身体機能の障害として認定することは可能である。

ADLは×とあり、認知症による廃用が進行し、筋力低下や関節可動域の制限が認められている。

障害が永続するものとして、両上肢機能の全廃1級、両下肢機能の全廃1級、総合1級として、認定することは妥当である。

身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)

総括表

氏 名	〇〇〇〇	昭和7年8月18日生	男	☒ 女												
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇															
① 障害名(部位を明記)	上下肢機能障害(四肢麻痺)															
② 原因となった 疾病・外傷名	認知症・廃用症候群	外傷・自然災害 先天性・その他(	☒ 疾病)													
③ 疾病・外傷発生年月日	平成20年頃 月 日															
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)	認知症で施設入所していたが、令和5年8月5日肺炎で当院入院。 認知症による廃用進行、四肢麻痺、中心静脈栄養、寝たきり状態 人工関節又は人工骨頭置換術年月日 年 月 日 障害固定又は障害確定(推定) 令和6年 10月 20日															
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)	両上肢機能の全廃1級 両下肢機能の全廃1級 〔将来再認定 要(軽度化・重度化)・ ☒ 不要〕 〔再認定の時期 1年後・3年後・5年後〕															
⑥ その他参考となる合併症状	上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 〒〇〇〇〇〇-〇〇〇〇 令和6年10月20日 〇〇区〇〇〇〇〇〇〇 〇〇病院 病院又は診療所の名称 電話〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇 所 在 地 診 療 担 当 科 名 脳神経外科 医師名 〇〇〇〇 ☒ 印															
身体障害者福祉法第15条第3項の意見																
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ☒ 該当する。 ☐ 該当しない。		障害程度等級についての参考意見 1 級相当 <table><tr><td>内訳</td><td>等</td><td>級</td></tr><tr><td>上肢</td><td>1</td><td>級</td></tr><tr><td>下肢</td><td>1</td><td>級</td></tr><tr><td>体幹</td><td></td><td>級</td></tr></table> ※ 下肢と体幹の障害が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと。			内訳	等	級	上肢	1	級	下肢	1	級	体幹		級
内訳	等	級														
上肢	1	級														
下肢	1	級														
体幹		級														

注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。

(日本産業規格A列4番)

二 診断書（肢体不自由用）様式

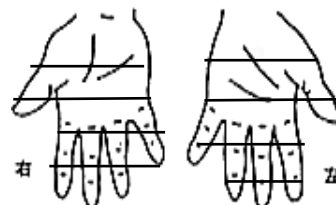
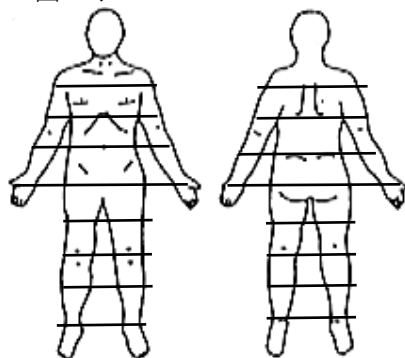
第5号様式（第3条関係）

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入）

- 1 感覚障害（下記図示） : なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害（下記図示） : なし・弛緩性麻痺・けい性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起因部位 : 脳・せき髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害 : なし・あり
- 5 形態異常 : なし・あり

参 考 図 示



右		左
46.5	上肢長cm	45.0
73.5	下肢長cm	72.0
20.5	上腕周径cm	22.0
19.0	前腕周径cm	18.5
33.0	大腿周径cm	31.0
23.0	下腿周径cm	23.0
0	握力kg	0

×変形 ■切離断 ■感覚障害 ■運動障害
（注） 関係ない部分は記入不要

動作・活動 ・自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—× （ ）の中のものを使う時はそれに○
・左右の別がないものは、共働での評価とする。

寝返りをする	×	〔はしで〕 食事をする (スプーン、自助具)	右×
座る (背もたれ、支え)	×	コップで水を飲む	左×
足を投げ出して	×	シャツを着て脱ぐ〔かぶりシャツ〕	右×
正座、あぐら、 横座り	×		左×
いすに腰掛ける	×	ズボンをはいて脱ぐ(自助具)〔どのような姿勢でもよい〕	×
座位又は臥位より立ち上がる (手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具)	×	ブラシで歯を磨く(自助具)	右×
			左×
家の中の移動 (壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす)	×	顔を洗いタオルでふく	×
		タオルを絞る	×
二階まで階段を上って下りる (手すり、つえ、松葉づえ)	×	背中を洗う	×
		排泄の後始末をする	×
屋外を移動する (つえ、松葉づえ、車いす)	×	公共の乗物を利用する	×

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

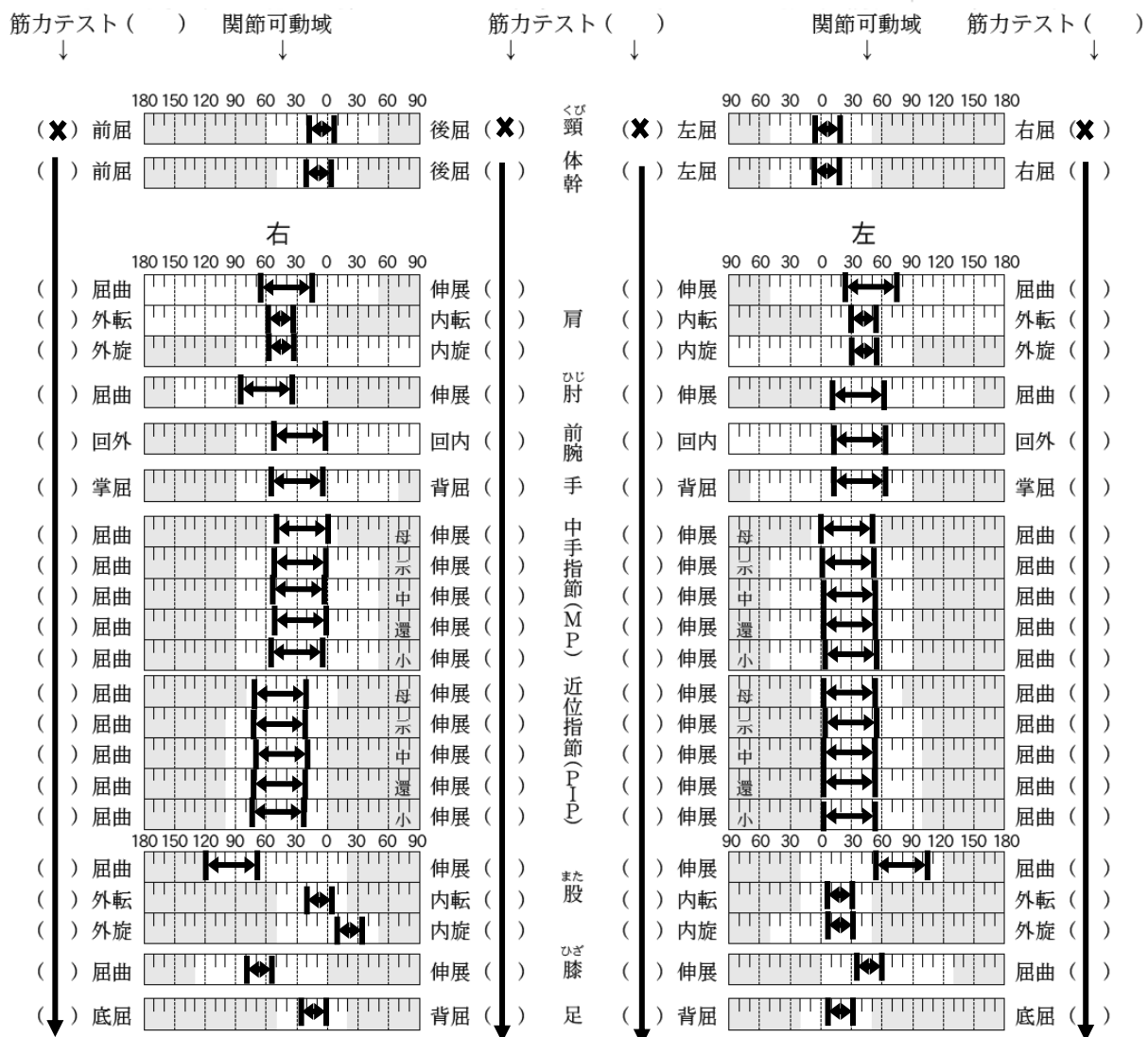
歩行能力及び起立位の状況（該当するものを○で囲む。）

- (1) 歩行能力（補装具なしで） : 正常に可能
(2km・1km・100m・ベッド周辺)以上歩行不能
不能
- (2) 起立位保持（補装具なしで） : 正常に可能
(1時間・30分・10分)以上困難
不能

計測法

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起
下肢長：上前腸骨棘→(脛骨)内果
上腕周径：最大周径
前腕周径：最大周径
大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径(小児等の場合は別記)
下腿周径：最大周径

(この表は必要な部分を記入)



備考

注：

- 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示はのように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〰)を引く。
- 4 筋力については、表()内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失又は著減(筋力0、1、2該当)

△印は、筋力半減(筋力3該当)

○印は、筋力正常又はやや減(筋力4、5該当)

- 5 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
- 6 DIPその他手の対立内外転等の表示は、必要に応じ備考欄を用いる。
- 7 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×) 前屈 後屈 (△)